

奈良県広域水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規程をここに公布する。

令和8年3月27日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第13号

奈良県広域水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規程の一部を改正する規程

奈良県広域水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規程（令和7年3月企業管理規程第34号）の一部を次のように改正する。

本則第2号に次のように加える。

キ ソフトウェアの使用許諾に関する役務の提供を受ける契約

附 則

この規程は、公布の日から施行する。